

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の最高裁判所平成28年（行ヒ）第233号審決取消請求事件について、当裁判所が平成29年12月12日に言い渡した判決中に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決の理由中、12頁13行目に「1950号」とあるのを「1950頁」と更正する。

平成30年1月17日

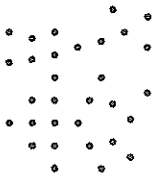
最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 戸 倉 三 郎

裁判官 岡 部 喜 代 子

裁判官 山 崎 敏 充

裁判官 林 景 一



当 事 者 目 録

マレーシア ネグリ センビラン ダルール クサス 71450
スンガイ ガドゥッ カワサン ペルインドストリアン トゥアंक
ジャファー ロット 635&660

(登録上の本店所在地 ネグリ センビラン ダルール クサス セレ
ンバン 70200 オークランドインダストリアルパーク ジャラ
ンハルアン1 275 リアン セン コート E室)

上 告 人 サムスン エスディーアイ
(マレーシア) ビーイーアー
ルエイチエーディー

同代表者取締役 イ ・ ビ ョ ン リ ャ ン

同訴訟代理人弁護士 内 田 晴 康
伊 藤 憲 二
関 戸 麦
宇 都 官 秀 樹
池 田 毅
竹 腰 沙 織

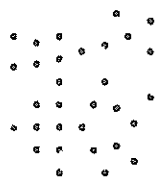
同訴訟復代理人弁護士 柿 元 將 希

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 上 告 人 公 正 取 引 委 員 会

同代表者委員長 杉 本 和 行

同指定代理人 黒 江 那 津 子



これは正本である。

平成30年1月17日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 千石靖之

